

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



こもろ市民祭り : https://www.komoro-tour.jp/blog/id_21091/

写真提供 : 日高 慎一郎様 (<https://falsan42.com>)

6 月
No.225

- I. 今年度の税制・社会保障の改正について…………… P 1
- II. 所得税の基礎控除の見直し等について…………… P 3
- III. 令和 7 年度業務改善助成金…………… P 6
- IV. 熱中症対策義務化…………… P 8
- V. 私の履歴書 29 土地バブルとゴルフ場との関わり…………… P 10
- 主要補助金一覧…………… P 13
- 事務所カレンダー・編集後記…………… P 14

発行元 : エイワ税理士法人



I. 今年度の税制・社会保障の改正について 副所長 新貝育生

1. 所得税の再改正

半年前の国会で基礎控除の見直しが議論され、103 万円の壁がクローズアップされました。その際に国民民主党が主張した 75 万円の引き上げまでとはならなかったものの、基礎控除が 10 万円増加し、併せて給与所得控除も 10 万円増加するようなことも聞いていたので、令和 7 年度の所得税はそれなりの減税幅になるのではと漠然と考えていました。

しかし、いざ国税庁からリリースされた「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」を確認してみると、給与収入 2,545 万円以下の給与所得者は令和 7 年で 10 万円～47 万円の範囲で基礎控除の増額変更（つまり減税）があり、その中の一部の人は令和 9 年にも再度控除額の変更（こちらは 5 万円～30 万円の減額変更＝増税）になるというものでした。詳細は次項の図等でご確認いただきたいのですが、内容は複雑で、当初何回読んでも頭に入らず、また恥ずかしながらけっこうな勘違いをしていることが分かりました。

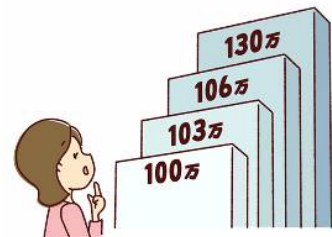
併せて行われた給与所得控除の見直しでは、給与収入が 190 万円以下であれば現在の控除額 55 万円から 10 万円増額の 65 万円になりましたが、190 万円を超える給与収入の方は控除額の変更はないため、正社員で働くサラリーマンには、給与所得控除の改正の影響（+10 万円の控除）はほとんどないことがわかりました。

一方で、パート・アルバイトで働く方の減税幅は大きく、政府試算の減税額は年収 200 万円で 2.4 万円、400 万円で 2 万円、800 万円で 3 万円とあり、年収 200 万円以下の場合には、比較的高い減税効果となりますが、200 万円を超えると減税額は一旦減少し、その後は収入が増えていくほど（税率の増加に伴い）逡増していくようです。

年収の壁を意識し、働く時間を制限してきた方にとっては、もう少し働くことができるという効果が見込めるのでは、と思います。

昨年の今頃行われた定額減税は、一度きりの施策にもかかわらず必要な資料の収集やシステムの改修など、会社の総務関係者や我々税理士業界は大変な手間をかけて対応することになりましたが、今回は改正は年末調整からの対応でよいため、少し時間的余裕があります。

ただし、細かい段階的な変動があるため、確認事項が増えることになります。扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親、勤労学生控除などの所得要件も 10 万円ずつ増加しており、年末調整の際は対象者の範囲が少し増えるかもしれないためご注意ください。



2. 社会保険の壁

働き方に関係するもう一つの論点である、社会保険における 106 万円（130 万円）の壁については、令和 6 年 5 月 16 日に閣議決定がされたのち 6 月 13 日に国会で成立しました。

賃金要件（月額 8.8 万円、年換算で 106 万円）は令和 8 年 10 月から 3 年以内に廃止され、企業規模要件（従業員 51 人以上）については令和 9 年 10 月から段階的に撤廃する方向です。

多くの中小企業にとってこの改正は大きな負担になるものと思いますが、壁の撤廃によって労働時間を気にせず働く労働者が 200 万人増えるとの試算もあり、働き手の確保のためにはプラス面も大きいと思います。

一方で、週 20 時間未満ということは時給 1,000 円とした場合、年収は約 104 万円、1,100 円としても 114 万円のため、「この範囲で働こう」という方も大勢いることと思います。

社会保険は、税のように所得に対するものとは異なるため一概には言えませんが、制度にかかわらず働いた人が平等に負担し、掛けた分だけ相応に貰えるような仕組みを検討いただきたいものです。

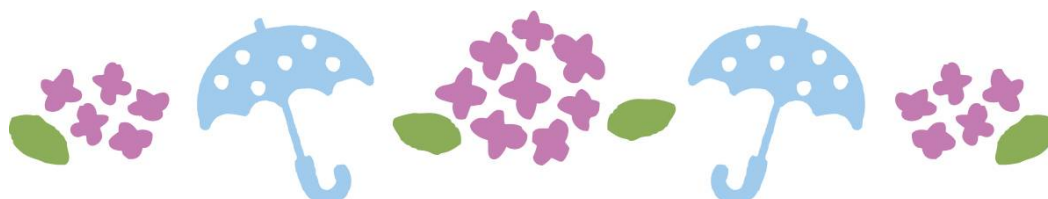
蛇足ですが、在職老齢年金制度も併せて改正され、支給停止の基準が月額 50 万円から 62 万円まで増加しています。これにより年金、を受給しながら働いても貰える賃金が 12 万円ほどですが増えることになります。

3. 特定親族特別控除

今回の所得税改正では、特定扶養控除の見直しも行われました。改正前の制度では、19 歳以上 23 歳未満の同一生計の子については学生の場合が多く、親の負担も大きいことから、「特定扶養控除」として一般の扶養控除に 25 万円が上乗せされた 63 万円の控除となっていますが、子の年収が 103 万円を超えた瞬間に控除がなくなり、学生アルバイトの働き方にも影響を与えていました。

今回の改正により子の年収の上限が 103 万円から 150 万円へ 47 万円増加するとともに、年収 150 万円を超えた場合でも 188 万円までの範囲であれば、親の所得控除額が 61 万円から 3 万円まで段階的に減る仕組みに改正されています。これにより、要件をわずかに超えただけで親の税負担が激増する、ということは避けられることになりました。

なお、学生本人は一個人として、年収 160 万円を超えると所得税がかかってきます。基準となる数字がいくつもできてしまい、より分かりにくい制度になってしまいましたが、年末調整の際は再度確認していただければと思います。





Ⅱ. 所得税の基礎控除の見直し等について<令和7年度税制改正>

令和7年度税制改正により、「基礎控除」および「給与所得控除」の見直しに加え、新たに「特定親族特別控除」が創設されましたのでご案内いたします。これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以降の所得税について適用されますので、令和7年12月以降に行う年末調整や、給与からの源泉徴収事務に変更が生じます。一方で、令和7年11月までの源泉徴収事務に関しては従来通りであり、本改正による変更はありません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))		基礎控除額		改正前
		改正後 (注1)		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)		95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 (200 万 3,999 円超	336 万円以下 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 (475 万 1,999 円超	489 万円以下 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 (665 万円 5,556 円超	655 万円以下 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 (850 万円超	2,350 万円以下 2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

□ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

令和7年分の所得税に関する改正は年末調整で対応するため、各控除項目の見直しや新設された控除の取り扱いなどを含め、年末調整事務がこれまで以上に煩雑になることが見込まれます。特に、従業員から提出される申告書の内容確認や控除適用要件の判断など、事務処理の正確性と迅速性がより一層求められることになります。年末調整に向けて、例年以上に早めの準備をお勧めします。

出典：国税庁 HP [令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について](#)

(担当：監査部第5課)



Ⅲ. 令和 7 年度業務改善助成金

昨年の事務所ニュースで取り上げた業務改善助成金ですが、令和 7 年度の変更点を踏まえて改めてご案内いたします。

1. 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（以下、事業場内最低賃金）を 30 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その費用の一部が助成される制度です。

2. 助成金の対象要件

(1) 助成金の対象事業者

下記の業種ごと、要件 A 又は要件 B のいずれかに該当する中小企業・小規模事業者

※大企業と密接な関係にある、みなし大企業は対象外

業種	要件 A 資本金又は出資金の総額	要件 B 常時使用する労働者数
一般産業（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

(2) 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が 50 円以内であること

例：長野県の最低賃金は 998 円のため、事業内最低賃金が 1,048 円以下である必要あり

(3) 労働者の解雇、時間当たりの賃金の引き下げ、労働関係法令違反等がないこと

3. 助成対象となる設備投資

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を導入することが助成対象となります。生産性向上には、事業場の売上増加・収益改善を含みます。

○具体例：建設業が在庫管理アプリ・業者見積変換システム導入をした場合

【改善点】

建築部材の在庫管理情報を職人が紙に記入し、本社スタッフが集約したうえで棚卸作業を行っているが、棚卸作業、数字集計の手間、在庫管理ミスが業務負担となっていた。

【改善事項】

スマートフォンで入力できる在庫管理アプリを構築したことでデータの集約・連携が実現し、確認工数、確認ミスが低減され、1 件当たり 5 分、月間で 2 時間程度の労働能率の効率化となった。

4. 令和 7 年度の主な変更点と助成率

引上げ前の事業内最低賃金額	令和 7 年度の助成率
1,000 円未満	4/5
1,000 円以上	3/4

※令和 7 年度は生産性要件による助成率の引き上げが廃止されました。

5. 申請スケジュール（第2期）

申請期間	令和7年6月14日から地域別最低賃金改定日の前日
賃金引上げ期間	令和7年7月1日から地域別最低賃金改定日の前日
事業完了期限	令和8年1月31日

※第1期の申請は令和7年6月13日に締め切られています。

6. 助成上限額

コース区分		30 円コース		45 円コース		60 円コース		90 円コース	
事業内最低賃金 引き上げ額		30 円以上		45 円以上		60 円以上		90 円以上	
助成上限額		右記以外	事業場規模 30 人未満	右記以外	事業場規模 30 人未満	右記以外	事業場規模 30 人未満	右記以外	事業場規模 30 人未満
賃金 を 引き 上 げ る 労働 ※1	1 人	30 万円	60 万円	45 万円	80 万円	60 万円	110 万円	90 万円	170 万円
	2～3 人	50 万円	90 万円	70 万円	110 万円	90 万円	160 万円	150 万円	240 万円
	4～6 人	70 万円	100 万円	100 万円	140 万円	150 万円	190 万円	270 万円	290 万円
	7 人以上	100 万円	120 万円	150 万円	160 万円	230 万円	230 万円	450 万円	450 万円
	10 人 以上※2	120 万円	130 万円	180 万円	180 万円	300 万円	300 万円	600 万円	600 万円

※1 事業場内最低賃金の引き上げ対象労働者の数え方

（例）事業場内最低賃金労働者の場合（時給 998 円）：30 円引上げ→ 1,028 円 対象○

賃金が追い抜かれる労働者の場合（時給 1,018 円）：10 円引上げ→ 1,028 円 対象外×

30 円引上げ→ 1,048 円 対象○

※2 「10 人以上」の区分は、下記の特例事業者が 10 人以上の労働者の賃金を引き上げた場合のみ
特例事業者の要件

要件区分	内容
賃金要件	申請事業場内の最低賃金が 1,000 円未満であること
物価高騰要件※	原材料費の高騰等により、申請前 3 ヶ月以内に任意の 1 ヶ月間の売上高送 利益率又は売上高営業利益率が前年同月比で 3%以上低下していること

※物価高騰要件に該当する事業者は、一定の自動車やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。

その他の注意点として、賃金引き上げ前の申請が必要であり、交付決定前に支払った設備投資費用は助成対象外となりますので注意が必要です。令和7年10月に予定されている最低賃金の改定に間に合うよう、早めの準備をおすすめいたします。

参考資料：厚生労働省 HP [業務改善助成金制度概要](#)

（担当：総務部）



IV. 熱中症対策義務化

近年、職場における熱中症の死傷者数が増加傾向にあり、年間30人以上が死亡しています。その原因の多くは「初期症状の放置、対応の遅れ」に見られることから、労働安全衛生規則が改定され、令和7年6月1日以降、**事業者は熱中症対策が罰則付きで義務付けられました。**

◇ 熱中症とは・・・

高温多湿な環境下において体内の水分と塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりするなどして発症する障害の総称です。

症 状	
軽 度	めまい・立ち眩み・大量の発汗・筋肉の硬直
中程度	頭痛・嘔吐・倦怠感・虚脱感
重 度	意識障害・けいれん発作・・・死亡に至る場合も

1. 事業者に義務付ける内容

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

①熱中症のおそれがある作業を行う際に、

- ・「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ・「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

②熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ・作業からの離脱
- ・身体のコールド
- ・必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ・事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

※WBGTとは熱中症の危険度を評価するための暑さ指数

2. 法的リスクと企業の責任

これまで熱中症による重篤事案については、法的要求が曖昧で立件が難しいケースが多く、行政指導にとどまっていた。しかし今回の改正により、報告体制や実施手順の不備・周知不足があった場合には、刑事責任が問われる可能性が高くなります。

また、事業者には労働契約法上、労働者の生命・身体を守る「安全配慮義務」があります。高温多湿な環境下で作業を行わせる場合には、熱中症の予防措置を講じることが不可欠であり、適切な対策を怠れば、責任を問われやすくなる点に留意が必要です。

3. 対 策

具体的にどのような対策があるか一部ご紹介します。

効果的な対策

室温の温度、湿度の適正化	エアコンを適切に使用し、室温 28 度以下 湿度 50～60%程度（除湿モード）
水分・塩分を適切なタイミングで補給する	経口補水液、スポーツドリンク、塩分補給 キャンディ 等
熱中症になりにくい衣服を着用する	スポーツ用インナーウェア ポリエステルやエチレンビニルアルコールなどの合成繊維
熱中症対策グッズを活用する	ネッククーラー、冷感タオル、アイスノン、 冷却スプレー、ヘルメットインナー 等
現場環境を整備する	大型扇風機の導入、散水、休憩所の仮設 等
作業時間の短縮と休憩時間の拡大	日照りの強い日、気温・湿度が高い日の 作業時間短縮

また、屋外作業後、冷房の効いた室内に戻ると喉の渇きを感じにくくなり、水分・塩分補給を忘れがちです。熱中症は数時間後に発症することもあるため、経口補水液等による補給を促すことが重要です。

熱中症は、正しい知識と予防法を知っていればほとんど防げるといわれています。事業場ごとに適切な対策を講じ、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う従業員に対して周知徹底し、重篤な事案を未然に防ぎましょう。

参考資料：[厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット](#)

月間社労士 25 年 5 月号

ビジネスガイド 25 年 6 月号

（担当：総務部）





V. 私の履歴書 29 土地バブルとゴルフ場との関わり

～最近の東京中心部マンションの高騰を視て～

バブル華やかかなりし平成のはじめに、大手上場土木会社のゴルフ場開発担当者が当事務所を突然訪れました。「あるところで資産税に強い会計事務所として貴事務所を紹介されたので、貴事務所に新しいゴルフ場の地主との買収交渉に関する税務相談と、地主の確定申告をお願いしたい、数は200人以上になると思う。ついては国土法対応もお願いしたい。」とのことでした。

1. 国土法の事前許可制度

当時、土地の価格高騰を防止するために、**国土法（注1）**により土地売買の上限価格が決まっており、売買価格を抑制しようとしていました。しかし、県が定めた金額で土地を売却する方はほとんどおらず、裏金での取引が常態化していました。当時「裏金がない不動産取引はない」とまで言われており、「赤信号、皆で渡れば怖くない」というほど、契約金額以外の金銭授受は必要悪として認知されていました。

税務署もその国土法をかいくぐっている取引実態はよく知っており、譲渡所得の税務調査も相当数行われていました。

国も、純粋な民間の取引を行政が規制するということ自体が資本主義に反しており、問題があることはわかっていました。しかし、需要が無くなれば沈静化することは分かっており、事実バブル崩壊後、国土法は直ちに改正され、また各市町村も指定を解除しました。

むしろ**不動産融資の総量規制（注2）**のほうがバブルを崩壊させた主要な要因でした。

2. 高額納税者開示制度

その会社に依頼されたことは、土地を売却した地主が長者番付に載らないようにしてほしいとの要望でした。納税額が新聞に掲載されれば逆算で売買金額がわかり、問題となる可能性があったからです。

当時は**高額納税者の開示制度（注3）**があり、春の連休前に長者番付表が新聞に載り話題になっていました。しかし、この制度は3月31日までに申告された内容での公表です。よって、確定申告期日の申告は基準金額以下で行い、4月初めに修正申告で正当金額を申告するのであれば15日間だけ問題で適正申告納税はできます。しかし、延滞税は納税しなければなりません。納税額の総額が大きいため事前に税務署へ行き、この方法で申告する旨を説明しました。

3年間にわたり、確定申告時はプレハブの仮事務所に印刷機とパソコンを持ちこみ大量の確定申告書の作成と代理申告をおこないました。

また、相続が未解決で土地譲渡が出来ない問題の解決や、譲渡代金の利用方法など数多くの地主さんと長くお付き合いをさせていただくことになりました。自宅にもお伺いした地主さんたちとは、その後も数人顧問先になって関与が続いています。

3. その後

開発会社は、工事着工がバブル崩壊から3年後の1993年(平成5年)で、開業が1996年(平成8年)ですから、大変な時に巨額な資金投資をしたわけですね。

一緒に地主周りをした2人の担当者とは、佐久の地主接待に利用されていたクラブに何度か招待されましたが、後半は居酒屋でした。居酒屋では、会社内で相当風当たりが強いことや、会社を辞めざるを得ないことなど、まさに会社の命令で地上げしたことが会社の致命傷になったバブル崩壊まで付き合いしました。

彼らと一緒に飲むと「必ず数年後バブルはもう一度来る！」と口癖のように言っていたことをずっと記憶しています。しかし、地方の土地が上昇に転じるのに30年かかりました。

開発会社はゴルフ場の開発での損失負担が原因で2002年(平成14年)民事再生を申請し、上場廃止となりました。また、傘下のゴルフ場も次々に民事再生を申請し、そのころはまだ知り合っていなかった服部弁護士が申請の代理人を務めたとのことでした。

4. 東京のマンション高騰に思う

6.28号の週刊ダイヤモンドでは『狂乱の時代・マンション市場』という特集を組んでいます。また、隣の軽井沢の状況などを見ると“まさにバブルはもう一度来た”と思いますね。

どちらも外国人の高値買いが発端での高騰ですね。場所も限定的であるのですが、併せて建築価格の高騰が拍車をかけているとのこと。住宅ローンが0.3%程度であったことも影響しています。

しかし、2026年(令和8年)には住宅ローンの金利が1.27%超に上昇するというみずほのレポートもあり、新築マンションの価格が下がらないので高騰は続くが、ローンが組めず買えない方が増え、売れない時代になっていくとの観測でした。これは中国や台湾の方達が欲しがる地域以外のことですが。

東京で高い家賃を支払って住む人には、地方では特に空き家物件は超安値であり、広い敷地、建物が手に入るので、地方移住を勧めているこの頃です。



注 1 国土利用計画法

土地価格の高騰を抑制するため、1987年（昭和62年）に制定された法律。監視区域には最大で1,212市町村が指定され、2,000㎡以上の土地を売買する際には、事前に届け出を行い許可を受ける制度が設けられた。売買のいずれか一方が該当すれば、制度の対象となる。

現在、長野県においてはこの事前届出制度に該当する区域はなく、2,000㎡以上の土地売買に対する事後届出制度のみが存在している。なお、この事前届出制度は全国では現在、小笠原にのみ残されているとのことである。

注 2 不動産融資の総量規制

1990年（平成2年）当時の大蔵省は、金融機関による過剰な不動産融資がバブル経済の原因の一つと見なし、「不動産業向けの融資の伸びを、総貸出の伸び率以下に抑制する」という行政指導を行った。この規制はバブル崩壊後の翌年末には解除された。

しかし、その後不動産融資が不良債権化し、足利銀行・北海道拓殖銀行・日本長期信用銀行など、多くの金融機関が倒産した。このような事態を繰り返さないため、現在では各銀行が自主的に不動産融資に関する規制を設けている。

注 3 高額納税者開示制度

高額所得者の所得金額を公示することにより、第三者による監視を通じて脱税を抑止することを目的とした制度。しかしながら、これが窃盗や誘拐などの犯罪の原因になるとの指摘や、通報の動機が怨恨・復讐など個人的事情に基づくものが多いといった問題点が指摘された。また、法人を利用した所得分散により実効性が薄れたこともあり、2005年（平成17年）に制度は廃止された。

【主要補助金一覧】

新事業進出補助金	
状 況	公募期間 2025 年 4 月 22 日～7 月 10 日
参照先	https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/
省力化投資補助金【一般型】	
状 況	第 3 回 2025 年 6 月中旬公募開始 8 月上旬申請受付（予定）
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/
省力化投資補助金【カタログ型】	
状 況	随時公募受付中
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/
ものづくり補助金	
状 況	20 次募集 2025 年 7 月 1 日～7 月 25 日 申請受付
参照先	https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html
IT 導入補助金	
状 況	申請開始 2025 年 3 月 31 日 3 次締切 2025 年 7 月 18 日
参照先	https://it-shien.smrj.go.jp/
小規模事業者持続化補助金	
状 況	第 18 回募集（予定）
参照先	https://r6.jizokukahojokin.info
事業承継・引継ぎ補助金	
状 況	12 次募集（予定）
参照先	https://jsh.go.jp/



事務所カレンダー



7月	2日(金)	会議・研修日
	5日(土)	営業日
	10日(木)	・労働保険料納付期限
		・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分) ・算定基礎届提出期限
8月	2日(土)	営業日
	5日(火)	会議・研修日
	12日(火)	13日(水)～17日(日) お盆休み
	23日(土)	営業日

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	・会議: 午前9:30～11:00頃まで ・研修: 午後1:00～4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

事務所ニュース6月号をお読み頂きましてありがとうございます。今後も皆様のお役に立てるような最新の情報を、お届けして参ります。

6月号の表紙は、「こもろ市民祭り」です。素敵な写真をご提供頂いたのは、本年の3月まで小諸市の地域おこし協力隊としてご活躍された日高 慎一郎様です。別の市民祭りの写真は昨年「軽井沢フォトコンテスト」でグランプリを受賞!!

また、市民祭りは昭和48年から始まり、今年で53回目となります。時代の変遷と共に変わっていく街並みをお神輿の練り歩きと共に楽しみたいと思います。

